



## 三 事業施行期間

昭和五十三年一月二十七日から  
平成二十四年三月三十一日まで

## 四 事業地

収用の部分 昭和五十三年佐賀県告示第三十九号、昭和六十二年佐賀県告示第二百三十七号、平成二年佐賀県告示第五百八十六号、平成五年佐賀県告示第四百九十二号、平成七年佐賀県告示第五百二十七号、平成十年佐賀県告示第五百六十号、平成十三年佐賀県告示第五百九十八号、平成十六年佐賀県告示第六百三十六号及び平成十八年佐賀県告示第一百二号の事業地に鏡字椿ハラ及び字南新開並びに原字下野中を加える。

使用の部分 変更なし

## ●佐賀県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次とおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年一月十日から平成十九年二月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十九年一月十日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	道路の種類及び路線名	
		区間	道路の区間
県道三瀬神埼線	神埼市脊振町鹿路字川ノ内五二〇番一一〇地先から神埼市脊振町鹿路字川ノ内五七六番三地先まで	○番一一〇地先から六番三地先まで	神埼市脊振町鹿路字川ノ内五二〇番一一〇地先から六番三地先まで
	ら	前	後
	神埼市脊振町鹿路字川ノ内五七六番三地先まで	三四・九	一〇・八
	六番三地先まで	七・〇	三八一・二
		四〇三・二	延長メートル
			メートル員幅

## ●佐賀県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年一月十日から平成十九年二月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月十日

佐賀県知事 古川康

## ●佐賀県告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、鹿島市の区域内の字の区域を次とおり変更する旨、同市長から届出があつた。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二



	(2) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免稅事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2	入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
3	入札参加資格及び条件 (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。 (2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できることと認められること。 (3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できることと認められること。
4	入札説明書の交付及び契約条項の提示 (1) 期間 平成19年2月7日まで (2) 場所 上記2の部局
5	入札者に求められる義務 (1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成19年2月7日16時までに上記2の部局に提出すること。 (2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
6	郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法 (1) 場所 上記2の部局
7	持参による入札書の提出の場所及び期限 (1) 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟91号北会議室 (2) 期限 平成19年2月16日10時
8	開札の場所及び日時 (1) 場所 上記7の(1)の場所 (2) 日時 平成19年2月16日10時
9	入札保証金及び契約保証金 (1) 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。 (2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。
10	入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。 (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者 (2) 当該入札について不正行為を行った者 (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

- (4) 1人で2以上の入札をした者  
 (5) 代理人でその資格のないもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者

11 落札者の決定の方針

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行つたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月10日

佐賀県知事 古川 康

1 処分をした年月日 平成18年12月26日

2 処分を受けた者の商号 古賀土木工業株式会社

3 主たる営業所の所在地 佐賀県佐賀市若楠三丁目14番35号

4 代表者の氏名 古賀照志

5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可（般-17）第10312号

6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止

- (1) 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの。

(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を當

む者が土木一式工事として請け負った工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、上記（注2）以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成18年12月27日から平成19年1月10日までの15日間

7 処分の原因となつた事実

古賀土木工業株式会社は、佐賀市発注の「公共下水道下村雨水幹線環境整備工事（その2）」に関し、元請として請け負った工事の全部を他の建設業者に一括して請け負わせた。

このことは、建設業法第28条第3項（同条第1項第4号該当）に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行つたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月10日

佐賀県知事 古川 康

1 処分をした年月日 平成18年12月26日

2 処分を受けた者の商号 有限会社宮塗装工業

3	主たる営業所の所在地 佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2165番地 1 と認められる。
4	代表者の氏名 宮寄 香
5	当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可(般-18)第4628号
6	処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止
(1)	停止を命ずる営業の範囲  公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの
(注1)	停止を命ずる営業は、発注者から直接公共工事又は民間であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負つた対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。
(注2)	「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
(注3)	「民間工事」とは、上記(注2)以外の建設工事をいう。
(注4)	「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
(2)	期間  平成18年12月27日から平成19年1月10日までの15日間
7	処分の原因となつた事実  有限会社宮寄塗装工業は、平成16年5月31日を審査基準日とする経営事項審査において、完工工事高を過大に計上し、事実と異なる記載により得た総合評定値通知書を用いて入札参加資格申請を行つた。  このことは、建設業法第28条第3項(同条第1項第2号該当)に該当する

謹 読 紙 一 た め い ば べ 〇〇 五 ( 刊 号 )  
申込先 佐賀県経済支援本部総務課平成十九年一月十日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康発行定期 毎週月水金曜日  
印刷所 株古川総合印刷